

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人島根大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和7年度の経緯

環境配慮契約法並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-1建築物の設計に関する契約、④-2建築物の維持管理に関する契約、④-3建築物の改修に係る契約、⑤産業廃棄物の処理に係る契約のうち、④-1及び④-3について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

④-1 建築物の設計に関する契約

環境配慮型プロポーザル方式による契約を2件実施した

④-3 建築物の改修に係る契約

省エネ改修事業に係る設計の契約を2件実施した。

なお、①電気の供給を受ける契約に係る契約については、契約環境配慮契約を実施しなかった。

また、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-2建築物の維持管理に関する契約及び⑤産業廃棄物の処理に係る契約については、該当する契約がなかった。